

燕市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正について

燕市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年燕市条例第 29 号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 9 月 9 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

燕市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年燕市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「子ども・子育て支援法第7条第4項」を「子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項」に改め、同条第5項第1号中「子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条の2第1項」を「子ども・子育て支援法第59条の2第1項」に改める。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の燕市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項、第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の燕市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項、第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。